

○厚木市情報公開条例施行規則

平成14年3月8日

規則第6号

改正 平成28年3月31日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行政文書公開請求書)

第2条 条例第6条第1項の規定による請求は、行政文書公開請求書により行うものとする。

(公開決定等の通知)

第3条 条例第11条の規定による通知は、行政文書の全部を公開するときは行政文書公開決定通知書により、行政文書の一部を公開するときは行政文書一部公開決定通知書により、行政文書の全部を公開しないときは行政文書非公開決定通知書により行うものとする。

(公開決定等の期間延長の通知)

第4条 条例第12条第2項の規定による通知は、行政文書公開決定等期間延長通知書により行うものとする。

2 条例第13条の規定による通知は、行政文書公開決定等期間特例延長通知書により行うものとする。

(事案の移送の通知)

第5条 条例第15条第1項の規定による通知は、行政文書公開請求事案移送通知書により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第6条 条例第16条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあっては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。

(1) 公開請求の年月日

(2) 条例第16条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

(3) 公開請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第16条第1項及び第2項の規定による通知は、意見書提出機会付与通知書により行うものとする。

3 条例第16条第3項（条例第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、行政文書公開通知書により行うものとする。

(電磁的記録の公開の方法)

第7条 条例第17条に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、市長が適当と認める方法により行うものとする。

る。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写した物の交付

(2) その他の電磁的記録 当該電磁的記録を市長が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）を使用して用紙に出力した物の閲覧若しくは写しの交付、専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴又は磁気ディスク等に複写した物の交付

（行政文書の閲覧又は視聴）

第8条 行政文書（行政文書を複写したものと並びに前条第2号に規定する用紙に出力した物及びこれを複写した物並びに専用機器により再生したものを含む。以下この条において同じ。）の閲覧又は視聴は、市長が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 前項の場合において、行政文書の閲覧又は視聴をする者は、当該行政文書を丁寧に扱うとともに、当該行政文書を汚損し、又は破損してはならない。

3 前2項の規定に違反した者に対しては、市長は、行政文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（行政文書の写し等の費用）

第9条 条例第19条に規定する写し等の交付に要する費用及び条例第24条第3項に規定する写しの交付に要する費用は、前納とする。

（諮問をした旨の通知）

第10条 条例第20条第2項の規定による通知は、情報公開審査会諮問通知書により行うものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

（平28規則10・旧第12条繰上）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（厚木市公文書公開条例施行規則の廃止）

2 厚木市公文書公開条例施行規則（平成4年厚木市規則第22号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の施行前に旧規則の規定によって行われた処分、手続その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成28年規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。